

補助上限額
100万円

令和6年1月1日
以降に経営継承した

後継者の チャレンジを 応援します!

令和7年 **6月2日** 月 ~ **8月5日** 火



※農業者からの応募受付は市町村が行うため、市町村ごとに期間や方法が異なります

地域農業の担い手から経営を継承した後継者へ、経営発展に向けた取組に必要な経費を100万円上限(国と市町村で2分の1ずつ)で補助します

対象となる取組例

法人化

で経営強化!



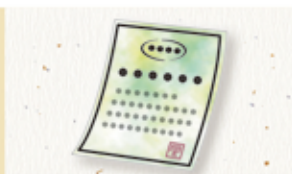
**新品種・
新部門導入**

で付加価値向上!



認証取得

で信用力アップ!



販路開拓

で売上アップ!



データ管理の
ソフト導入

で効率化!



機械導入

で業務効率化!



事業対象者

- ✓ 令和6年1月1日以降に
先代から経営の主権を移している
- ✓ 先代が地域農業の担い手であることを
市町村が認めている
- ✓ 後継者が地域計画位置づけられる等、
地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすことを
市町村が認めている
- ✓ 経営継承にあたって生産基盤や経営規模が
縮小していない
- ✓ 青色申告をしている
- ✓ 家族経営協定を締結している(家族経営の場合)
- ✓ 経営継承以前に農業経営を主宰したことがない



取組にチャレンジしたい方は

**お近くの市町村農政担当課へ
ご連絡ください**

お問い合わせ先

経営継承・発展等支援事業補助金事務局

一般社団法人 全国農業会議所

電話 03-6910-1124 [受付時間 平日 9:30-17:00]

メール keieikeisyou@nca.or.jp

特設サイト <https://keisyou-hatten.maff.go.jp>

